

1 議案名

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

2 提案理由

表記の正確性を確保するため、関係規則について所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

# 表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

教育政策課

## 1 規則制定の理由

令和7年12月に公布された「適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例」と同様に、教育委員会規則についても、表記の正確性を確保するための改正を行い、規則内容の適正化を図る必要がある。

## 2 規則の内容

次の5規則について所要の整理を行う。

	名称	番号
①	徳島県教育委員会職員服務規則	昭和42年第 6号
②	技能教育施設の指定等に関する規則	平成 5年第 2号
③	県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則	平成12年第 5号
④	教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則	平成27年第 6号
⑤	徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則	令和 2年第 1号

## 3 施行期日（等）

公布の日

条例等立案表

<p>題名 表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p> <p>担当者名 笠井陽菜</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>提案(制定)理由 表記の正確性を確保するため、関係規則について所要の整理を行う必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 次に掲げる規則について、所要の整理を行うこととした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 徳島県教育委員会職員服務規則</li> <li>2 技能教育施設の指定等に関する規則</li> <li>3 県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則</li> <li>4 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則</li> <li>5 徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則</li> </ol> <p>二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>
<p>関係法規 適用対象の消滅等に伴う関係条例の整理に関する条例(令和七年徳島県条例第五十号)</p> <p>予算上の措置</p>	<p>法令審査会 要・否</p> <p>パブリックコメント 実施・省略・対象外</p>

## 徳島県教育委員会規則第 号

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

表記の適正化に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

**第一条** 徳島県教育委員会職員服務規則(昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「(平成四年徳島県人事委員会規則七―四)」を「(徳島県人事委員会規則七―四)」に改める。

第十七条中「(昭和四十年人事委員会規則八―二)」を「(徳島県人事委員会規則八―二)」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正)

**第二条** 技能教育施設の指定等に関する規則(平成五年徳島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第三条第一項第六号及び第六条第二項」を「及び第四条第一項第六号」に改める。

第三条中「第三条第一項第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十四条第一項の規定による内容変更の届出をしようとする者は、指定技能教育施設内容変更届出書(第二号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第四条の見出し中「指定」の次に「等」を加え、同条第一項中「省令第六条第二項」を「政令第三十三条の二」に改め、「による」の次に「指定を受けようとする者及び政令第三十四条第二項の規定による指定を」を加え、「(第二号様式)」を「(第三号様式)」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政令第三十四条第二項の規定による指定の変更及び指定の解除を申請しようとする者は、連携措置に係る科目指定変更(指定解除)申請書(第四号様式)に、第一項第一号から第六号に規定する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

第四条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第四条の二 政令第三十五条第一項の規定による指定技能教育施設の廃止をしようとする者は、指定技能教育施設廃止届出書(第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第五条中「又は前条」を「、第四条第一項又は同条第三項」に改める。

第二号様式中「、」を「、」に「技能教育施設の指定等に関する規則(昭和37

年文部省令第8号)第6条第1項」を

「学校教育法施行令第33条の2  
学校教育法施行令第34条第2項

」に改め

、同様式を第三号様式（第四条第一項関係）とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第3条第1項関係）

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設内容変更届出書

学校教育法施行令第34条第1項の規定による技能教育施設の内容変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

変更事項	変更前	変更後

第三号様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式（第4条第3項関係）

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあっては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

連携措置に係る科目指定変更（指定解除）申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定による連携措置に係る科目の指定変更（指定解除）を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

1 技能教育施設のための施設の名称及び所在地

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	

2 指定変更（指定解除）を受けようとする科目に関する事項

技能教育の種類	修業年限	技能教育を受ける者の数		指定変更（指定解除）を受けようとする技能教育に係る科目					
		定員	申請時の実員数	名称	内容の概要	1年間の指導時間数	履年修次	同時に技能教育を受ける者の数	担当する者の数
	年	(変更前)				時間		人	人
		(変更後)							

3 指定変更を受けようとする科目に係る技能教育のための施設及び設備の状況に関する事項

施設					設備		
名称	数量	構造	面積	専用・共用の別	名称	数量	専用・共用の別
(変更前)			m <sup>2</sup>		(変更前)		
(変更後)					(変更後)		

第5号様式（第4条の2関係）

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

指定技能教育施設廃止届出書

学校教育法施行令第35条第1項の規定による技能教育施設の廃止をしたいので、次のとおり届け出ます。

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	
廃止予定年月日	

(県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則の一部改正)

**第三条** 県費負担教職員の服務の監督等の基準に関する規則(平成十二年徳島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「(昭和四十年徳島県人事委員会規則七―一)を「(徳島県人事委員会規則七―一)に改める。

(教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

**第四条** 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成二十七年徳島県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「(平成十七年徳島県人事委員会規則九―五)」を「(徳島県人事委員会規則九―五)」に改める。

(徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

**第五条** 徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和二年徳島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(平成二十八年徳島県人事委員会規則四―九)」を「(徳島県人事委員会規則四―九)」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（勤務時間等）</p> <p><b>第五条</b>（略）</p> <p>2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（徳島県人事委員会規則七―四）<u>（第八條第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p><b>第十七条</b> 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十一号）<u>第二条及び職務に専念する義務の特例に関する規則（徳島県人事委員会規則八―二）</u>第二条の規定に基づく職務に専念する義務の免除についての承認を受けようとするときは、職務専念義務免除承認申請書（様式第九号）により、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつてこれに代えることができる。</p>	<p>（勤務時間等）</p> <p><b>第五条</b>（略）</p> <p>2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四年徳島県人事委員会規則七―四）<u>第八條第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>（職務に専念する義務の免除）</p> <p><b>第十七条</b> 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十一号）<u>第二条及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和四十年人事委員会規則八―二）</u>第二条の規定に基づく職務に専念する義務の免除についての承認を受けようとするときは、職務専念義務免除承認申請書（様式第九号）により、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつてこれに代えることができる。</p>

改正案	現行
<p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第一条</b> この規則は、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号。以下「省令」という。）第一条及び第四条第一項第六号の規定に基づき、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）第三十二条の規定による技能教育のための施設の指定の申請等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>（内容変更の届出事項）</b></p> <p><b>第三条</b> 政令第三十四条第一項の規定による内容変更の届出をしようとする者は、指定技能教育施設内容変更届出書（第二号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省令第四条第一項第六号の規定により教育委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 技能教育を担当する者の数</p> <p>二 技能教育のための施設において技能教育を受けることのできる者の資格</p> <p>三 技能教育のための施設の施設及び設備の状況</p> <p><b>（連携措置に係る科目の指定等の申請）</b></p> <p><b>第四条</b> 政令第三十三条の二の規定による指定を受けようとする者及び政令第三十四条第二項の規定による指定を申請をしようとする者は、連携措置に係る科目指定申請書（第三号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 指定を受けようとする科目において使用する主な教材の名称を記載した書類</p> <p>二 指定を受けようとする科目の内容の概要を記載した書類</p> <p>三 指定を受けようとする科目に係る技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴を記載した書類</p> <p>四 連携措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類</p> <p>五 連携措置をとろうとする高等学校の校長の承諾書</p> <p>六 連携措置をとろうとする高等学校の学科の教育課程を記載した書類</p> <p>2 技能教育のための施設の指定の申請と同時に連携措置に係る科目の指定の申請を行うときは、前項第二号から第六号までの書類の提出を省略することができる。</p> <p>3 政令第三十四条第二項の規定による指定の変更及び指定の解除を申請しようとする者は、連携措置に係る科目指定変更（指定解除）申請書（第四号様式）に、第一項第一号から第六号に規定する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p><b>（趣旨）</b></p> <p><b>第一条</b> この規則は、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号。以下「省令」という。）第一条、第三条第一項第六号及び第六条第二項の規定に基づき、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「政令」という。）第三十二条の規定による技能教育のための施設の指定の申請等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>（内容変更の届出事項）</b></p> <p><b>第三条</b></p> <p>省令第三条第一項第六号の規定により教育委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 技能教育を担当する者の数</p> <p>二 技能教育のための施設において技能教育を受けることのできる者の資格</p> <p>三 技能教育のための施設の施設及び設備の状況</p> <p><b>（連携措置に係る科目の指定）の申請）</b></p> <p><b>第四条</b> 省令第六条第二項の規定による</p> <p>申請をしようとする者は、連携措置に係る科目指定申請書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 指定を受けようとする科目において使用する主な教材の名称を記載した書類</p> <p>二 指定を受けようとする科目の内容の概要を記載した書類</p> <p>三 指定を受けようとする科目に係る技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴を記載した書類</p> <p>四 連携措置をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類</p> <p>五 連携措置をとろうとする高等学校の校長の承諾書</p> <p>六 連携措置をとろうとする高等学校の学科の教育課程を記載した書類</p> <p>2 技能教育のための施設の指定の申請と同時に連携措置に係る科目の指定の申請を行うときは、前項第二号から第六号までの書類の提出を省略することができる。</p>

<p style="text-align: center;">(廃止の届出)</p> <p><b>第四条の二</b> 政令第三十五条第一項の規定による指定技能教育施設の廃止をしようとする者は、指定技能教育施設廃止届出書(第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の提出期限)</p> <p><b>第五条</b> 第一条、第四条第一項又は同条第三項の申請書その他の書類の提出は、当該申請により指定を受けようとする連携措置に係る科目の教育を開始しようとする日の三月前までにしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(申請書等の提出期限)</p> <p><b>第五条</b> 第二条又は前条その他の書類の提出は、当該申請により指定を受けようとする連携措置に係る科目の教育を開始しようとする日の三月前までにしなければならない。</p> <p style="text-align: right;">の申請書</p>
---	--

第3号様式 (第4条第1項関係)

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

設置者の氏名及び住所

〔 法人にあつては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

〔 法人にあつては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

連携措置に係る科目指定申請書

連携措置に係る科目指定申請書

〔 学校教育法施行令第33条の2  
学校教育法施行令第34条第2項 〕の規定による連携措置に係る科目の指定を受けたいので、関係書  
類を添えて、申請します。

技能教育施設の指定等に関する規則 (昭和37年文部省令第8号) 第6条第1項の規定による連携措置に  
係る科目の指定を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

(略)

(略)

備考

- 1 「資格有無」欄には、担当又は担任する技能教育又は実習に係る高等学校教諭の免許状の有無を記入する。
- 2 「経験年数」欄には、担任する実習に関する実地の経験年数を記入する。
- 3 ※欄には、申請者は記入しない。

備考

- 1 「資格有無」欄には、担当又は担任する技能教育又は実習に係る高等学校教諭の免許状の有無を記入する。
- 2 「経験年数」欄には、担任する実習に関する実地の経験年数を記入する。
- 3 ※欄には、申請者は記入しない。

第2号様式 (第3条第1項関係)

年 月 日

(新設)

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

( 法人にあっては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 )

指定技能教育施設内容変更届出書

学校教育法施行令第34条第1項の規定による技能教育施設の内容変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

<u>変更事項</u>	<u>変更前</u>	<u>変更後</u>

第4号様式 (第4条第3項関係)

(新設)

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

〔法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所〕

連携措置に係る科目指定変更(指定解除)申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定による連携措置に係る科目の指定変更(指定解除)を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

1 技能教育施設のための施設の名称及び所在地

技能教育のための施設の名称	
技能教育のための施設の所在地	

2 指定変更(指定解除)を受けようとする科目に関する事項

技能教育の種類	修業年限	技能教育を受ける者の数		指定変更(指定解除)を受けようとする技能教育に係る科目					
		定員	申請時の実員数	名称	内容の概要	1年間の指導時間数	履修年次	同時に技能教育を受ける者の数	担当する者の数
	年	(変更前)				時間		人	人
		(変更後)							

3 指定変更を受けようとする科目に係る技能教育のための施設及び設備の状況に関する事項

施設					設備		
名称	数量	構造	面積	専用・共用の別	名称	数量	専用・共用の別
(変更前)					(変更前)		
(変更後)					(変更後)		

第5号様式 (第4条の2関係)

(新設)

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

設置者の氏名及び住所

( 法人にあっては、名称及び主たる事務所の  
所在地並びに代表者の氏名及び住所 )

指定技能教育施設廃止届出書

学校教育法施行令第35条第1項の規定による技能教育施設の廃止をしたいので、次のとおり届け出ます

<u>技能教育のための施設の名称</u>	
<u>技能教育のための施設の所在地</u>	
<u>廃止予定年月日</u>	

3 県費負担教職員のサービスの監督等の基準に関する規則（平成十二年徳島県教育委員会規則第五号） 新旧対照表（第  
三条関係）

改正案	現行
<p>(休暇) 第五条 (略) 2 3 (略) 4 病気休暇、特別休暇(職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する規則(徳島県人事委員会規則七一 一。以下「人事委員会規則七一」という。))別表 第二の九、十二及び二十一を除く。)、介護休暇又は 無給休暇の請求を行うに当たつては、医師の証明書そ の他勤務しない事由を十分に明らかにする書面を提出 しなければならない。ただし、週休日を除き引き続き 六日以内の休暇の請求を行う場合(人事委員会規則七 一別表第二の八の請求を行う場合を除く。))には、 この限りではない。</p>	<p>(休暇) 第五条 (略) 2 3 (略) 4 病気休暇、特別休暇(職員の勤務時間、休日及び休 暇に関する規則(昭和四十年徳島県人事委員会規則七 一。以下「人事委員会規則七一」という。))別表 第二の九、十二及び二十一を除く。)、介護休暇又は 無給休暇の請求を行うに当たつては、医師の証明書そ の他勤務しない事由を十分に明らかにする書面を提出 しなければならない。ただし、週休日を除き引き続き 六日以内の休暇の請求を行う場合(人事委員会規則七 一別表第二の八の請求を行う場合を除く。))には、 この限りではない。</p>

4 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成二十七年徳島県教育委員会規則第六号） 新旧対照表（第四  
 四条関係）

改正案	現行
<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p><b>第二条</b> 前条の特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 職員からの苦情相談に関する規則（徳島県人事委員会規則九一五）        情聴取等の調査に応ずる場合</p> <p>七～八（略）</p>	<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p><b>第二条</b> 前条の特例は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年徳島県人事委員会規則九一五）        情聴取等の調査に応ずる場合</p> <p>七～八（略）</p>

5 徳島県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第一号）  
 新旧対照表（第五条関係）

改正案	現行
<p>（任用）  <b>第四条</b> 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則  <small>（徳島県人事委員会規則四一九）第六十七          条第一項第二号の規定に基づき、職務の遂行に必要な          知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育          委員会が任命する。</small>          2～7 （略）</p>	<p>（任用）  <b>第四条</b> 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則  <small>（平成二十八年徳島県人事委員会規則四一九）第六十七          条第一項第二号の規定に基づき、職務の遂行に必要な          知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育          委員会が任命する。</small>          2～7 （略）</p>